

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成20年10月23日(2008.10.23)

【公表番号】特表2008-536596(P2008-536596A)

【公表日】平成20年9月11日(2008.9.11)

【年通号数】公開・登録公報2008-036

【出願番号】特願2008-507178(P2008-507178)

【国際特許分類】

A 6 1 F 2/84 (2006.01)

A 6 1 K 38/22 (2006.01)

A 6 1 L 31/00 (2006.01)

A 6 1 P 9/00 (2006.01)

【F I】

A 6 1 M 29/02

A 6 1 K 37/24

A 6 1 L 31/00 B

A 6 1 P 9/00

【手続補正書】

【提出日】平成20年8月20日(2008.8.20)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

動脈瘤を治療する装置であって、内部人工器官装置及びシースを備え、前記シースが、装置の外側表面を覆い、外側部分よりも低い透過性の中心部分を備え、前記シースの前記中心部分が、装置の全周に亘って透過性が均一である装置。

【請求項2】

内部人工器官装置がステントである、請求項1に記載の装置。

【請求項3】

透過性が複数の穿孔によって提供され、シースの中心部分で透過性が減少した領域が、外側部分よりも少ない穿孔を有する、請求項1に記載の装置。

【請求項4】

透過性が複数の穿孔によって提供され、シースの中心部分で透過性が減少した領域が、外側部分よりも小さい穿孔を有する、請求項1に記載の装置。

【請求項5】

シースが構造を有する重合体を含み、透過性がシースの前記重合体構造によって提供される、請求項1に記載の装置。

【請求項6】

動脈瘤を治療する装置であって、内部人工器官装置及びシースを備え、シースが外側部分よりも透過性が低い中心部分を備え、透過性が減少したシースの中心部分には、内皮細胞増殖を促進する材料の層が埋め込まれ、前記透過性の減少が少なくとも部分的に前記内皮細胞増殖によってもたらされ、前記内皮細胞増殖を促進する材料の層が、1以上の抗体、該抗体の抗原結合断片、及び細胞外マトリックス分子からなるグループから選択される分子を含む、装置。

【請求項7】

動脈瘤を治療する装置であって、内部人工器官装置及びシースを備え、前記シースが、複数の突起を有する中心部分と突起を有していない外側部分とを備える装置。

【請求項 8】

内部人工器官装置がステントである、請求項7に記載の装置。

【請求項 9】

突起の長さが約 0.5 と 5.0 mm との間である、請求項7に記載の装置。

【請求項 10】

動脈瘤を治療する装置であって、内部人工器官装置及びシースを備え、前記シースが 10 ~ 100 マイクロメートルの範囲の孔及び長さを有し、前記シースが前記長さに亘って実質的に均一に透過性である装置。

【請求項 11】

内部人工器官装置がステントである、請求項10に記載の装置。

【請求項 12】

有孔率が複数の穿孔によって提供される、請求項10に記載の装置。

【請求項 13】

シースが構造を有する重合体を含み、有孔率がシースの前記重合体構造によって提供される、請求項10に記載の装置。

【請求項 14】

シースが中心部分及び外側部分を備え、前記中心部分が、炎症若しくは血栓形成を促進する 1 つ又は複数の作用物質を含む生分解性被膜を有する、請求項10に記載の装置。

【請求項 15】

突起が隣接する貫通血管の直径より長い、請求項 7 に記載の装置。